

(4) 住所地特例の見直し

(基本的考え方)

- これまで高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームであっても基本的に住所地特例の対象外とされていたが、地方団体からの意見等も踏まえ、有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象とすることとする（介護保険法第13条の改正。国民健康保険及び高齢者医療も同様。）。

(対象となる者)

- 施行日は平成27年4月であるが、これまでの改正と同様の経過措置を置いており、施行日以後に該当する特定施設に入居した者から住所地特例の対象となり、既に入所している者は対象とならない。

(対象となるサ高住の把握)

- 各都道府県、政令指定都市及び中核市においては、新たに住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅である有料老人ホームを、他の有料老人ホームと合わせて適切に把握していただく必要があり、HPで公表していただくなど、保険者が把握できるよう配慮をいただきたい。
- 具体的に、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するかどうかの把握に当たっては、各地方公共団体において登録されているサービス付き高齢者向け住宅の登録事項として、「食事の提供」「入浴等の介護」「調理等の家事」「健康の維持増進」に係るサービスを提供するかどうかを記載することとしていることから、これらを参考にすることが想定される。なお、老人福祉法第29条第1項に掲げるサービスについては、事業者が自ら提供するのか委託によって提供するのかに関わらず、提供の実態があれば、有料老人ホームに該当する。

(サ高住への周知)

- また、新たに住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅である有料老人ホームに対し、平成27年4月以降の入居者は、住所地特例制度の対象となること、介護保険法施行規則第25条第1項及び第2項に規定する住所地特例の適用・変更に関する届出を保険者に提出する必要があること等を周知徹底されたい。また、その他の有料老人ホームなどの特定施設の事業者に対しても、同様の届出が必要である旨をあらためて周知徹底されたい。